

令和4年第3回臨時会

湯前町議会議録

開会 令和4年4月19日

閉会 令和4年4月19日

熊本県球磨郡湯前町

令和4年第3回臨時会

会期 令和4年4月19日(火) 1日間

会期日程表

月	日	曜	区分	時刻	日程
4	19	火	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議

令和4年第3回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和4年4月19日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	承認第 1号	専決処分承認について（湯前町税条例等の一部を改正する条例）
日程第4	承認第 2号	専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第5	議案第26号	湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第27号	令和4年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について
日程第7	議案第28号	令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第8	議案第29号	令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第9	議案第30号	令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第10	議案第31号	令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第11		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第3回湯前町議会臨時会を開会します。これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、西議員、遠坂議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分承認について（湯前町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（倉本 豊君） 日程第3、承認第1号、「専決処分承認について（湯前町税条例等の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。本日の臨時会どうぞよろしく願いいたします。

承認第1号、専決処分承認について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分したものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 皆さんおはようございます。

承認第1号、湯前町税条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

この改正は、令和4年3月31日に公布された地方税法を始めとした上位法令等の一部改正に伴い行うものです。

なお、議案説明資料にあります地方税法等の一部を改正する法律の概要は、総務省の資料ですので、都道府県税も含んでおります。参考にご覧ください。

それからお詫びでございます。資料そのものにページ数を振っておりませんでしたので、申し訳ありませんが、タブレットの画面にタッチしますと、資料中央の上に全24ページ分のページ数が出ますので、そこで御確認お願い致します。また、タッチしたときに、下にスライドできる白丸がでますが、それを左右に動かしていただきますとページ数と縮小した資料が出ますので、該当するところをタッチしていただきますとそのページに飛びますので、そちらでご覧いただいてもよろしいかと思っております。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、9ページからになります新旧対照表により御説明します。

改正の箇所は、新旧対照表の、下線表示がある部分になります。

第18条の4は、地方税法382条の4の規定により証明書に住所が変わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正です。これは、民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記簿に記載される事項が新たに追加されることなどに伴う所要の措置の一つです。

以下、地方税法等の改正を、単に法改正とさせていただきます。それ以外の法律等は、必要に応じて法律名等をお示しします。

10 ページをご覧ください。

第33条第4項、第6項については、総合課税又は分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用する旨の改正ですが、これは、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額にかかる所得の課税方式を所得税と一致させるものです。

この見直しに伴い、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と一致させる規定の整備となります。

11 ページをご覧ください。

第34条の7は、平成26年度から7年経過したことによる経過措置の終了に伴うものです。

12 ページにかけて、

第34条の9第1項及び第2項は、確定申告書と改めることで、総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、その確定申告書の記載により適用、限定することによる明確化で、法改正にあわせた改正になります。

13 ページにかけてですが、

第 36 条の 2 第 1 項は、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備で、第 2 項は、省令、法施行規則の改正にあわせた改正で項ズレの反映となります。

第 36 条の 3 第 2 項、第 3 項は、法改正に合わせた改正による規定の整備となります。

続けて、第 36 条の 3 の 2 第 1 項は、14 ページになりますが、同じく法改正に合わせた改正で、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し、申告することとするなどの措置を講ずるためのものです。

更に第 36 条の 3 の 3 第 1 項は、15 ページになります。

同じく公的年金等受給者の扶養親族申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び 16 歳超の扶養親族の氏名等を記載し、申告することなどの措置を講ずるためのものです。

第 48 条及び 16 ページにかけて第 53 条の 7 は、法改正にあわせた改正で、項ズレの反映となります。

第 73 条の 2 の改正は、第 18 条の 4 と同じく、住所に代わるものとして措置を講じたものを閲覧に供しなければならないとする法改正に伴う改正となります。

第 73 条の 3 も同様の法改正に伴う改正です。

以下、附則については、主なもののみ説明します。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正は、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しとなります。これは、住宅の取得等をして令和 4 年から 7 年までの間に居住の用に供したものに限り、所得税からその税額控除額を控除しきれなかった残額を控除限度額の範囲内で翌年度分の個人住民税から減額するものです。平成 25 年度税制改正において、消費税率の引き上げに伴う反動減対策として拡充された借入限度額の上乗せ措置を終了し、控除限度額、最高 13 万 6,500 円を 9 万 7,500 円に引き下げ、それを 4 年延長するものです。

18 ページの附則第 10 条の 3 の各項は、19 ページをご覧ください。

法附則の改正による改正で、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴い、所要の規定の整備を図り、適用要件を広げるためのものです。また、適用期限を 2 年延長し、平成 26 年 4 月 1 日以前より所在する住宅にも拡充することになります。

20 ページをご覧ください。

附則第 12 条については、平成 18 年度評価替えより、当年度の商業地等の課税標準額を算出する場合、前年度の課税標準額に当年度の評価額の 5 パーセントを加算した額としておりますが、令和 4 年度に限り 2.5 パーセントとすることとなります。

これは、国として景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税、都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点からの法改正にあわせた改正でございます。これ

は、税額の上昇幅を抑えようとするものですが、本町の免税点以上での対象筆数は 431 筆、町内の筆のうち 13 パーセント程度で、年々評価額が下がってきている状況のため、現状維持か小規模の下落があり、税額にはほとんど影響は出ないと考えております。

附則第 16 条の 3 第 2 項は、項全体の改正で、申告分離課税を所得税の適用がある場合に限り適用する旨、法改正にあわせた改正です。

21 ページをご覧ください。

附則第 17 条の 2 第 3 項は、引用条項の削除に伴う規定の整備です。

23 ページをご覧ください。

附則第 26 条を削るのは、先述しました住宅借入金等特別税額控除の延長見直しに伴う規定の整備となります。どちらも令和 5 年 1 月 1 日施行となります。

次に、24 ページの第 2 条の改正をご覧ください。

この第 2 条は「令和 3 年度分の湯前町税条例等の一部を改正する条例」の一部改正となります。改正分の改正ということです。施行期日の違いにより反映する前の条文の改正で説明しますと、複雑になってきますので、条文改正点同士での比較ではなく、この新旧対照表は反映後の改め分との比較形式にしております。

第 36 条の 3 の 3 は、先ほど御説明しました第 1 条の改正にもありましたが、退職所得の統一と申告書への配偶者等の氏名の記載を明確化し、対象者や年齢を限定化するための、法改正に合わせた改正でございます。

次の付則の改正ですが、これは「令和 3 年度分の湯前町税条例の一部を改正する条例」の附則の改正になります。

3 ページに戻りまして、

附則において、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行としていますが、

6 ページからの第二条の改正も同様に、各関連法令等の施行日、又は条例改正の各々対応するところを、令和 5 年 1 月 1 日、令和 6 年 1 月 1 日と施行日を区分して定めております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 1 号、「専決処分承認について（湯前町税条例等の一部を改正する

条例)」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第2号 専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（倉本 豊君） 日程第4、承認第2号、「専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 承認第2号、専決処分承認について、提案理由の説明を申し上げます。湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分したものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願います。

○税務町民課長（北崎真介君） 承認第2号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

これも、先程と同様、ページ数を振っておりませんでしたので、御確認をお願いいたします。ご不便をおかけしますが、よろしくお願いします。

この改正は、国民健康保険を行う市町村が、その特別会計において負担する費用に充てるため、国民健康保険税を課することができる旨、地方税法第703条に規定されておりますが、課税額の合計額やその区分等のほか、第11、第19、第27項それぞれに、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額についての課税額は、納税者間の負担の公平を考慮して政令の定める金額を超えることができないと定めてあり、その政令である地方税法施行令に規定されている金額の改正によるものです。これは、先に公布済みの国民健康保険法の一部の改正と同様でございます。

医療給付費の増加が見込まれる中、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることで、課税の公平性と、低所得者層の負担増に配慮しつつ、中間所得層の負担の軽減を図るために改正を行うためのものです。

被用者保険のルールを参考に、課税限度額の超過世帯割合が1.5パーセント台となるよう段階的に引き上げられてきておりますが、令和4年度の改正では、基礎賦課分、後期高齢者支援金賦課分、介護納付金賦課分それぞれの超過世帯割合のバランス等を考慮し、

基礎課税分を2万円、後期高齢者支援金賦課分を1万円引き上げ、介護納付金賦課分は据え置きとなりました。

この改正により、課税限度額の総額は99万円から102万円となりました。令和3年度で見ますと、医療分で対象が9世帯、全体の1.5パーセントとなっており、後期分が対象件数の違いで5世帯、2.2パーセントとなっております。まだ、確定申告後の所得の把握、整理が終わっておりませんので、令和4年度での試算が出来ておりませんが、令和3年度の超過税額が多額になっている訳ではありませんので、合計3万円の引き上げが令和4年度においても丸々増収とはならないと予想しております。

それでは、4ページの新旧対照表から御説明いたします。

第2条第2項については、基礎課税額の合算額と超える場合の額を63万円から65万円に、同じく第3項においても後期高齢者支援均等課税額の合算額と超える場合の額を19万円から20万円に改めました。

第23条につきましても同様に同額、改めました。

3ページに戻りまして、

附則において、この条例は令和4年4月1日から施行としております。

議案説明資料にて、改正の内容についてのイメージ図を添付しておりますので、参考にご覧下さい。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、「専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第26号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第26号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第26号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、職員の給与に関し、熊本県人事委員会勧告に準じた改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 御説明いたします。議案書1ページをご覧ください。一般職の給与の改定につきましては、熊本県人事委員会勧告の内容に準じて、また地方公務員法の改正に準じて本町の改正の検討を行ってきたところです。今回の改正は、令和3年度の勧告によるものでございます。例年であれば、令和3年12月定例会で改正を行い、冬の期末勤勉手当、いわゆるボーナスで調整を行うところでございますが、国の給与法改正がボーナス支給基準日となる12月1日に間に合わなかったこと、またその当時、新型コロナウイルス感染が減少傾向となっておりまして、消費の拡大が期待されるなか、ボーナス引き下げが、その勢いを削ぐことになりかねないという見方もございまして、国の引き下げが延期され、地方自治体に対しても、国と同様の対応を取るよう通知が出されていたところでございます。そのことによりまして、この時期での改正となったところでございます。

なお勧告のポイントは、民間給与との格差が少なかった月例給の改定は行わず、格差が生じた期末手当を0.15月分引き下げるものであります。

4ページの新旧対照表により御説明いたします。

第20条、第2項は、一般職と議員の皆さまに関係するところですが、改正前、期末手当額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて。とあるところを、改正後100分の120に。次に第3項では、再任用職員に関してですが、改正前「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。とあるところを、改正後「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。に改正するものでございます。

また第23条、第8項は、この度の改正を準備するにあたり、改正もれが判明しましたので、併せて字句の改正を行うものでございます。以前の条例改正の際、条ずれが生じていたものと予想されます。なおこの件に関する実害と申しますか、問題はなかったところですが、この場をお借りしてお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

次に2ページに戻っていただきたいと思います。附則になります。

第1項、施行期日の規定です。この条例は公布の日から施行するものです。

2項、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の規定です。ちょっと長くて分かりづらいと思いますので、簡単に申し上げますと、令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和3年12月の期末手当で減額すべきであった分を差し引いた額になるということを記載してあります。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第27号 令和4年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、議案第27号、「令和4年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第27号、令和4年度湯前町一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,876万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億499万8,000円とするものでございます。主な補正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にかかる各種事業費、令和3年度各種交付金の再算定に伴う追加交付された臨時経済対策費にかかる各種事業費の計上が主なものでございます。

また併せまして地方債の補正につきましても行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○総務課長（西村洋一君） それでは御説明いたします。なお新規の事業が30近くございましたので、説明の時間がかかなり長くなりますので、御容赦賜りたいと思います。

議案説明資料の中に、概要版を載せておりますので併せてご覧いただきたいと思います。それでは、議案書の事項別明細書の歳出、13ページをお願いします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費の減額につきましては、先ほどご可決いただきました「一般職の職員の給与に関する条例」の改正と、この度の人事異動に伴う減となっております。

なお、款2以下の人件費関係は、すべて、この理由によるものですので、詳細の説明は省略させていただきます。

節14 工事請負費につきましては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業、以降、新型コロナ交付金と略させていただきますが、この交付金を活用し、議会棟トイレ器具改修工事130万円を計上し、2階トイレの便器・手洗い・照明を非接触型に変更するものでございます。

なお、この交付金は国から8,879万9,000円の交付が決定しておりまして、令和4年度当初予算に計上済みの事業を含めまして、全体で1億1,403万9,000円の事業を予定しております。

14ページです。

款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費、節12 委託料200万円、節14 工事請負費1,200万円は、新型コロナ交付金を活用し、旧南部保育所で現在活用されていないスペースを、災害時に避難所開設の際、体調に異変を来たされた方の一時隔離避難所とするための改修工事と、その設計管理業務委託料を計上しました。

目9 企画調整費、節18 負担金補助及び交付金36万4,000円は、新型コロナ交付金を活用し、緊急事態宣言や、まん延防止措置により影響を受けている公共交通事業者に対し、安定的な事業が維持できるよう支援するもので、くま川鉄道に対し人吉球磨10市町村全体で500万円支援するもので、本町負担分を計上しました。

15ページです。

目15 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業は、令和3年度に実施した事業であります。未申請の世帯が6世帯ございましたので、この後、申請される場合に備えて、節18 負担金補助及び交付金に、10万円の6世帯分と振込手数料1,000円を計上しました。

なお、財源につきましては、引き続き国の全額負担となります。

項2 徴税费、目1 税務総務費は、税務町民課の業務量増加が見込まれましたので、会計年度任用職員1名を新たに増員するための報酬等を計上いたしました。

16ページです。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節22償還金利子および割引料は、ここに記載しております3つの事業の精算が終わり、返還金が生じたので、その額、62万3,000円を計上しました。

目2老人福祉費、節18負担金補助及び交付金は、新型コロナ交付金を活用し、町内の介護サービス事業所に感染防止に係る消耗品の購入補助として、44万円を計上しました。

節27繰出金、430万3,000円は、人件費関係の減額に伴う介護保険特別会計繰出金の減額補正であります。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金は、湯前保育園のトイレ改修工事と、慈光こども園の給水栓改修工事を行うものですが、財源は国2分の1、町4分の1、事業者4分の1となりまして、事業者負担を除く、国の負担分は保育園等整備交付金を活用し541万7,000円、町の負担分は新型コロナ交付金を活用し270万8,000円、合計で812万5,000円を計上しました。

節22償還金利子及び割引料は、ここに記載しております2つの事業の精算が終わり、返還金が生じたので、合計で304万3,000円を計上しました。

17ページをご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目4新型コロナワクチン接種事業費、節12委託料は、今後予想されます新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に向けて、内容はまだ記載しておりませんが、システムの改修を事前に行っておくよう、国から要請があり、財源は国が全額負担するものでございます。85万8,000円を計上しました。

重ねて申し上げますが、4回目接種の詳細は何も知らされておきませんので、現時点ではお答えできませんので、予め申しあげておきます。

18ページをご覧ください。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費は、節14工事請負費で、湯前町アグリセンター改修工事60万円を計上しました。農業公社が使用している部屋の空調機器の設置や網戸・ブラインド等の整備を行うものです。

次に、節18負担金補助及び交付金ですが、令和3年度の普通交付税の再算定によりまして、令和3年度に限り「臨時経済対策費」が創設され、一般財源として市町村の単独事業ができるもので、この財源を活用し、鳥獣害防止対策協議会補助金500万円を計上しました。浜川地区から辻地区にかけて設置しております鳥獣防護柵の未改修部分1.6キロメートルの補修を行います。

なお、この交付税は国から5,754万7,000円が交付されておきまして、全体で7,357万円の事業を予定しております。

その下の2つの事業は新型コロナ交付金事業を活用しまして、農業の振興を図るものでありまして、高収益作物等栽培支援補助金1,000万円は、新型コロナの影響により野

菜等の価格低迷や出荷量の減少などを受け、高収益な野菜等の生産振興及び農業経営の安定と農業振興を図ることを目的に、農業用資材等の購入に対し補助するものです。

1件当たりの事業費15万円以上を対象に、税抜き額の2分の1以内、50万円を上限に補助するものです。

次の水稻栽培継続支援金は、新型コロナの影響による米の需要減少により、価格が低下していることに伴い、令和4年度についても引き続き水稻の作付けが行われるよう、種苗代の3分の1程度、10アール当たり3,500円と設定し、補助するものです。

次に、目5農地費、節14工事請負費ため池浚渫工事1,600万円は、潮ため池、大谷ため池に堆積している土砂を浚渫する費用となります。

なお、この財源には緊急浚渫推進事業債を予定しております。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節10需用費、節11役務費、19ページ節18負担金補助及び交付金に、新型コロナ交付金を活用した事業、過去にも実施した事業であります「ゆのまえくらし応援券」「ゆのまえもっともおいしか券」の発行に関する費用を計上しました。

くらし応援券は町民一人当たり商工会加盟店用2,500円、町内すべてのお店を対象とするもの2,500円、合計5,000円の支給となります。

また、もっともおいしか券は町民1人当たり5,000円を支給いたします。

なお、使用できるお店は、くらし応援券の商工会加盟店用以外は、この事業に申請されたお店で使用可能となります。

18ページにお戻りください。新型コロナ交付金を活用して、節12委託料にワーケーション推進事業委託料500万円を計上いたしました。ワーケーションとは「ワーク+バケーションの造語」で、余暇を楽しみつつ仕事をするという考え方で、本町では観光客の増加や、最終的には企業誘致や移住者の獲得に繋げることを目的に行う事業でございます。

ワーケーションプランの構築から、事業の情報発信、検証まで行うこととしております。

19ページをご覧ください。節18負担金補助及び交付金は、新型コロナ交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症対策商工業者経営持続化支援金910万円を計上しました。令和元年から令和3年のいずれかの同月比売上げが15パーセント以上減少した商工業者に対し、売上げ減少額の3分の1を補助するものです。

また、感染防止設備等導入補助金360万円は、新型コロナ感染防止対策を実施する町内飲食店・小売店及び対面で接客を行う業種に対し、フェイスガードやマスク、消毒液などの費用を補助するものです。

さらには、営業時間短縮要請協力金に係る市町村負担金241万円は、県の事業になりますが、時短要請協力金事業費の1割を町が負担するものでございます。

次に、目3観光費、節18負担金補助及び交付金は、新型コロナ交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策湯楽里支援金1,000万円を計上しました。湯楽里の安定的な事業維持が目的でございます。

次に、臨時経済対策費を活用し、キャンプ場誘客促進事業補助金600万円を計上しました。コロナ禍で需要が高まっているキャンプ客の誘客促進を図りたいと考えております。

次に、款7土木費、項4都市計画費、目1公共下水道費は、人件費関係の減額に伴う下水道特別会計操出金の減額補正であります。

20ページをご覧ください。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節12委託料に、臨時経済対策費を活用しまして、地域学習支援業務委託料35万円を計上しました。熊日デジタルライブラリー事業の試行版事業でございます。小学校において学校新聞事業や地域観光PR隊授業を行い、民間事業者、熊日デジタルコンテンツさんにより、ICTや専門知識を活用した支援が、年4回程度が行われます。

次に、節18負担金補助及び交付金74万円は、昨年実施できませんでした中学校2年生の修学旅行を、3年生で実施するものに補助するものでございます。財源に、ふるさと応援基金を活用いたします。

次に、目3学校施設整備費、節14工事請負費は、臨時経済対策費を活用しまして、中学校駐輪場整備事業300万円を計上しました。

不足している生徒用の駐輪場を新設いたします。

次に、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費、消耗品費10万円をはじめ、21ページの項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費、消耗品10万円、22ページの項5保健体育費、目2体育施設費、節10需用費、消耗品11万3,000円、節17備品購入費、施設備品購入費17万円、23ページの目3給食費、節10需用費の調理上衛生管理用品28万1,000円、節17備品購入費23万5,000円、これらは新型コロナ交付金を活用しまして、小中学校及び給食センター、体育施設等で使用する感染防止対策関連の消耗品等、合計で76万4,000円を計上しました。

20ページにお戻りください。

項2小学校費、目1学校管理費、節12委託料、修学旅行バス運行委託料に34万2,000円、21ページ、項3中学校費、目1学校管理費、節12委託料、修学旅行バス運行委託料に98万円、合計132万2,000円は、新型コロナ交付金を活用し、修学旅行においてバスの中が密にならないよう台数を増やすものです。

次に、目2教育振興費、節19扶助費、修学旅行費補助36万円は、支援が必要な世帯の補助を計上しました。

次に、項4 社会教育費、目2 公民館費、節18 負担金補助及び交付金 60万5,000円は、田上区の公民分館改修工事費の2分の1を計上しました。

次に、目4 美術館費、節7 報償費、まんがのまちづくりアドバイザー会議謝金 44万円、節8 旅費、地域おこし協力隊用旅費 56万円、22 ページをご覧ください。節10 需用費、消耗品費 20万円、印刷製本費 30万円、節12 委託料 330万円、合計 500万円は、臨時経済対策費を活用し、漫画支援活用事業を行い、専門のアドバイザーを招聘し、ご意見を伺いながら、那須良輔先生の作品を中心に、その活用方法等について、様々に検討を行うこととしております。

23 ページをご覧ください。

次に、項5 保健体育費、目3 給食費、節14 工事請負費、調理場空調設備設置工事 161万7,000円、節17 備品購入費 23万5,000円は、新型コロナ交付金を活用し、学校給食共同調理場の感染防止を図る事業を行う予定です。

次に、節14 工事請負費、社会体育施設総合整備事業改修工事 4,200万円と、節12 委託料に、その設計管理業務委託料を 200万円、合計 4,400万円を計上しました。

内訳は、テニスコート改修工事 3,300万円、B&G海洋センター改修工事 1,100万円予定しております。財源は、テニスコート改修工事に、県の水力発電所リニューアルに係る地元振興支援事業交付金 1,000万円、B&G海洋センター改修工事に、B&G財団修繕助成金 530万円を充当し、両事業の残りは臨時経済対策費を活用予定であります。

節15 原材料費 22万円は、学校給食用に、ぴかまるを全児童・生徒に約36回分を提供するものです。

次に、歳入の説明です。11 ページをお願いします。これまで説明した以外の部分について説明します。

款10 地方交付税、項1 地方交付税、節2 特別交付税 27万1,000円ですが、地域おこし協力隊増員分が交付されるものです。

款19 繰越金は、今回の補正財源で、6,077万9,000円を計上しました。

8 ページです。

第2表地方債の補正で「変更」です。緊急浚渫推進事業の起債限度額を変更するものです。町債の合計は、8億3,040万円となります。

24 ページから今回の補正予算に伴う給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 14 ページの目5 財産管理費、節14 工事請負費、旧南部保育所改修工事 1,200万円ですが、先ほど災害時の一時隔離避難所に使用するというので、改修工事をするということですが、その改修工事の内容はどのようにされるのですか。

○総務課長（西村洋一君） 調理場のところをごさいますて、その床をフローリングに
まずするということ、それと空調設備がありませんので、空調設備を整える。それと内
装を避難所に適したものに変わる。それとLED照明等を予定しております。

○2番（西 靖邦君） 御手洗等なんかはされているんですか。

○総務課長（西村洋一君） はい、すでに改修済でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 西議員と同じく、南部保育所の改修工事についてです。これに
ついては、総合計画の実施計画等を見ますと、予定には入っておりません。今回なぜ、
この事業を優先して、繰り上げて実施するのかについて、理由をお伺いします。

○総務課長（西村洋一君） これは、最近コロナがまん延しておりまして、もし避難所
のほうにコロナの恐れがある患者さんご来られた場合、感染拡大につながります。そう
いうところで、どうにかして隔離という表現が正しいかどうか分かりませんが、分けて
避難していただかなくてはならない、そういうときには病院等にも行けませんので、対
応しなければなりませんので、緊急度が高いということで上げさせていただいたところ
です。

○4番（椎葉弘樹君） 新型コロナについては、令和2年度以降は、すでに発生してお
りました。計画的に行くのであれば、令和4年度以降の実施計画にも上がってくるはず
であろうと思っておりましたが、ここに上がっておりませんでした。これが新年度予算
でも上がってこずに、急遽ここで上がってきたというのは、その真の理由についてお尋
ねします。

○総務課長（西村洋一君） 財源厳しい本町にとりまして、有意義な財源を使うという
ことで、本来なら早くしなければならぬところかもしれませんが、この新型コロナ交
付金を使わせていただくということで、このようなどころになったところでございます。
御理解をいただきたいと思ひます。

○4番（椎葉弘樹君） 議案の説明の中に、日頃使われないスペースということであり
ました。この南部保育所の施設というのは、公共施設の管理計画をみましても、利用度
Cということで、日頃はあまり使われていない施設、今回1,200万円の設備投資で改修
を行うということでございます。ということは、やはり1,200万円をかけて改修する
ということは、日頃も活用していくことも重要ではないかと思ひていますが、町長、こ
う日頃の活用方法、何かほかに考えはないんでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回の場合につきまして、まず先ほど総務課長が答弁しまし
たように、新型コロナウイルス感染の隔離という言葉が正しいかどうか分かりませんが、
そでまず第一に使わせていただくということで考えております。それから併せまして、
この補助事業の体系の部分がございますので、明確にちょっと私、表現が難しい部分
がございますが、今おっしゃったような多目的な部分、先ほどちょっとワーケーションと

という言葉も出ていたんですけども、そういうふうな活用も有効に今後利用させていただきたい、ちょっと苦しい答弁になっておりますけど、そこは御理解いただければというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○3番（遠坂道太君） 19ページの観光費、負担金補助及び交付金のキャンプ場誘客促進事業補助金 600万円につきまして、お伺いしたいと思います。内容につきまして、詳しく説明をいただきたいと思ひます。

○企画観光課長（本山りか君） 内容につきましては、まず大きなものとしまして、キャンプ場の専用サイトを構築したい、これが一つございます。そして専用サイトを構築するなかで、専用のまた別の、キャンプ場誘客のための予約システムサイトがございますので、そちらのほうにリンクすることをやっていきたいと考えております。またそれを構築した後、それを運用していく方々の育成、これも併せて行っていきたいと思ひます。そしてサイトを運営するなかで、PDCAを回しましてキャンプ場の・・・を回していきたい、そのためのコンサルなんかも活用をしていきたい。そういったものの内容でございます。

○3番（遠坂道太君） サイト関係を活用するための予算かと思ひますが、やはりいろんなホームページあたりを見ますと、九州各県有名なキャンプ場あたりは、早くからこういう取組をしているわけですね、そうしますと、やはりこういういろんなキャンプを行う方が、非常に来られることになっているわけですね。そこでやはり湯前独自の考え方、一つは特にキャンピングカーのイベント等を今後考えていくべきじゃないかというふうには私思っております。そうした考えは町長どうでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回補正予算でキャンプ場関係の補助金あたりも、補正予算に上げさせていただいているんですけども、今回の新型コロナウイルスによりまして、連日本町のキャンプ場にいらしていただいて、利用していただいているお客様からお話を聞きますと、非常に環境がいい所で整備がなされているということでお話し聞いております。ですので、今お話がございましたオートキャンプも含めましたところで、これからやっぱり新しい展開を考えるべきかなあと思っております。すでに今質問がございましたイベント関係につきましては、事業もやっておりますし、新たにもう一つ実は起用する事業がございましたんですけども、昨年はコロナによりまして、そのイベントもできないような状況にもなっておりますので、そこは今後、機会があるときそういうふうなイベント関係にお願いしながら、キャンプ場関係の賑わい創出を行っていききたい、かように思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今町長から今後のことにつきまして、答弁頂きましたけど、やはりこう私の友人もオートキャンプをやっているわけですが、九州各県回られるというふうで、やはり有名なキャンプ場については、非常に回数も多いということでございま

す。やはり湯前のグリーンパレスを展開することを一つのかたちとして今後取り組んで行かれればというふうに思っているところでございます。

○1番（吉田精二君） 18ページの商工振興費の委託料、ワーケーション推進事業委託料につきまして、委託内容の説明と委託期間等決まっていたら説明をお願いします。

○企画観光課長（本山りか君） まず事業の内容でございます。内容につきましては、東京とか関東圏から企業の方をお招きしまして、こちらでワーケーションの実施体験を行っていただきたいと思っております。それに関わる経費を上げております。またその実施体験をしていただく中で、こういったことが課題であったり、今後どのようなことができていくのか、こういったことについての検証をお願いしたいと思っております。またそれを踏まえまして、サイトの構築も行いたいと思っております。そのサイトを通じまして、また別にSNS等を活用しながら、そのワーケーションの仕組みを発信していきたい。そういったことを考えています。また企業様においでいただくためには、その誘致活動も必要でございますので、そこらへんの誘致活動に関わる経費等もこの中に考えております。

委託の期間でございますが、このあと、今プロポーザルで考えておりまして、早ければ6月以降から、その検証の内容とか、誘致のやり方、そういったことを構築いたしまして、できれば2月までにその内容を定めまして報告書の作成をお願いしたいと思っております。

○1番（吉田精二君） この事業につきましては、コロナの交付金を活用した事業だと思えますけれども、テレビ等では、すでに各地で取り組んでおられまして、特に北海道のほうとかは非常に活動されているというふうなことが新聞等で出ておりました。すでにスタートがちょっと遅れているような、全国のネット等で情報もありますので、できるだけ早めに、来年の2月頃には、完了したいということですが、一刻も早くして、全国に公募するのが急務かなと、この補助金を有効に使うためには、というふうなことで、もうちょっと早めにできないかなということを提案したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） ワケーションも今般いろいろな全国自治体で実施をされておりますが、そこそこの課題等またニーズがそれぞれ違っているかと思えます。湯前町のワーケーションはどういったものかというのを、検証の中で突き止めまして、湯前ならではのワーケーションの体制を構築していきたいと思っております。議員おっしゃいますとおり、なかなか着手はほかの自治体に比べて後進ではございますが、後発ではございますが、その自治体のいろんな課題等も見えてきているところでございますし、そこらへんも踏まえたところで、湯前町ならではのワーケーションの体制を構築していくために、やれるところはなるべく迅速にやって参りたいと思っております。

○町長（長谷和人君） 加えまして、動きが鈍いというふうなご指摘を伺ったんですけど、令和3年度におきまして、すでに副町長、それから担当課で先進地のほうも、実は見させていただきまして、制度の内容あたりもいま勉強させているところでございます。加えまして、熊本県のほうにもいろいろとお世話をさせていただきながら、状況を進めているということも、一つ付け加えさせていただきたいと思います。ここは積極的にやっていきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○2番（西 靖邦君） 先ほどの吉田議員と一緒になんですけど、ワーケーションのことでちょっとお伺いします。先ほど東京とか、その辺の企業の方を呼ばれるということだったんですけども、企業の方もいろんな職種の方がおられますよね、だからそのへんではいいましたなら、例えば絞ってITエンジニアとかウェブデザイナーとかそのへんに絞った方がいいんじゃないかと私は思います。それに今年中にワーケーションの実証実験とかはされるんですかね。それとまた一般社団法人の日本ワーケーション協会というのがあるんですけども、そのへんには湯前町としては登録されないんですか。

○企画観光課長（本山りか君） まず1問目の絞ってはどうかということで、業種ですね、こちらやはり最終的に関係人口として捉えておりますので、企業様とお付き合いしていく中で、本当にこちらに関心を持っていただく企業様、こちらのほうに一応呼びかけはしていきたいと思っております。またワーケーションの検証についてでございますが、なるべく迅速にやってはいきたいと思っておりますので、今年中に、その実証実験については実施をしたいと考えております。また日本ワーケーション協会への参加でございますが、これは今回、一応プロポーザルで、こまず委託をする事業者様、こちらともお話をしながら、そういった協会への加入の機会がありましたら加入をいたしまして、情報の収集を行って参りたいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 同じくワーケーションについてです。まずこの事業というのは、企画、立案、検証までやって、その結果を出すまでの事業なのかといったところの説明がありました。ただ、これは事業は、やはり湯楽里とか実際やるところが主導していくべきではないかと思うんですが、これは町長のほうに聞きたいと思っております。ワーケーションの検証とかは、すでにオンライン上で、よその自治体の検証結果とかいろいろ出てきております。敢えて湯前町として、更に検証することって何かあるんでしょうか。そ

ういったことを含めまして、これは湯楽里がワーケーションに伴う準備をして行く方がいいんじゃないんでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほどちょっと吉田議員のときに答弁しているんですけども、今回のワーケーションについては、本町初めてでございまして、その制度いろんな町村によってその仕組みも違ってございまして、受け入れのハードの整備の部分も実はございます。その中で初めてでございまして、いったんは今回は、いま御質問がございまして、委託をさせていただきまして、そのなかで湯前バージョンはどんなものができるのかどうか、そこらへんを見計らった後に、今おっしゃっているようなことも考えていく必要があるんじゃないかと、まだ第一弾でございまして、いきなり湯楽里でございましたか、お言葉があったんですが、そこらへんも視野に入れるべきかと思いますが、そこは第2弾という方向で動けばというふには思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） ワケーションというのは、結局いまの宿泊客のお客様の延長線上にありまして、通常の宿泊にちょっとビジネス要素が絡んできたところがあります。実際、阿蘇のほうでもワーケーションというのはもう動いてございまして、サイトを立ち上げられて、プランも用意されて実際に動かれています。そういったところを真似していけばいいんじゃないんでしょうか、敢えてこの実証実験にお金を使わずに、もう取り組む方向で投資していくべきではないんでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今阿蘇というふうな言葉が出てきたんですけども、そこの条件が実は大きく違ってございまして、阿蘇の場合は大自然でございまして、その中でいろんなアイデンティティがございまして、その中で魅力を発信されております。例えばでございまして、人吉のインターから降りますと40分ほどかかります。そういうふうには阿蘇の立地条件とも違って参りまして、その中で果たして宮崎県と県境の町の湯前町にどういう業者が来ていただくかどうか、そこらへんもまだ未知数でございまして、いろんな今お話を聞きながら、どういうふうな形づくりが必要なのかというのを、お話を聞いているんですけども、非常にその中で関心を持って来ていただける、例えば東京、大阪から来ていただける企業様が果たしていらっしゃるかどうか、それもよく分かりません。先ほど西議員がIT企業などに絞った方がいいのではないかとというふうな御質問をされたんですけども、それも果たしてどこが、どういうふうに来ていただくかどうかというものはっきり見えておりません。そういうパイプも実は持っておりません。それはネットで見ればいいんじゃないかというふうな話もあろうかと思いますが、ここはやはりいろんなかたちでの結びつきというのが必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、今回はそういうふうなかたちで事業をまずは、いったんさせていただけないかと、そういうふうには思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） このワーケーションの話は、湯楽里の取締役会とかでは話はさ

れているのでしょうか。そしてこういう方向でいきたいという考えを社長自ら理事の方々に示されているのでしょうか。

○町長（長谷和人君） このワーケーション関係については、お話をさせていただきまして、こういうのをやりたいということは話しております。ただ、今絞って湯楽里ということで限定をされておるんですけれども、いろんな取り入れる場につきましても、条件等も非常に必要になってきますので、そこらへんは今後の課題になってくるのかなというふうには思っているところでございます。しっかりとその説明はさせていただいているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 令和2年度の決算時の報告においても、今期の事業の中にもワーケーションという言葉は出てきておりませんし、湯楽里の中長期事業計画を見ましてもワーケーションという言葉が出てきておりません。従いまして、おそらく令和4年度、町長がやりたいという思いでたぶんやられると思いますんで、このあたりをやはりある程度課題というのは、ぼやっと見えてきておりますので、そこに集中投資するべきだと思っております。なるべく不要なところは、予算を投じない、そして課題のところ、例えば媒体環境であったり、机、椅子であったり、ビジネスですね、あとテーブルタップが必要だとか、そういったところの課題、もう明らかですので、そういったところへの投資をしていくべきではないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 一つは今おっしゃっているのは、椎葉議員ちょっと申し訳ございません、私を感じたことで間違っていたら申し訳ないんですけども、どうも・・・のことをおっしゃっているのかなと思っているんですけども、ワーケーションも含めて、ワーケーションも重ねて湯楽里の中でしたらどうかなというふうなことも、そうではない、ワーケーションだけだったとしても、それも先ほどから言いますように、IT企業さんが果たして東京から湯前町に、どういうふうな手順で来ていただくかどうか、そこらへんもよく分かっておりませんので、今回はそういうことで、先ほどから答弁しているように、いったんはこういうことで実証実験、パイロット的な事業としてさせていただかないか、その先にもう一つあるんだということを御理解いただければというふうには思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 私も引き続き関連ですが、今ITだけのことを言われておりますが、いま現在、湯前町の企業さんとのお付き合い、森づくりで3社ですか、そういったかたちで、まずそのあたりのところに湯前町がこういうことに取り組みますからいかがでしょうかという呼びかけは、取って行かれるのか、それにつきまして町長、どのようにお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） ワケーションという言葉だけで、先に囚われていたところがあるかと思うんですけども、果たして東京から湯前に来る、湯前の遠隔地に来て、そし

て仕事をする意味があるかどうかというのがあるんですよそこは、ですから湯前に来てわざわざ仕事をするのか、いやネットがあるからできるんだというふうなことで、テレビで観てらっしゃるかもしれませんが、それをちゃんと湯前で居ながら仕事ができるんだという環境は、確かに今から、今回、光も整備させていただきますよ、ただし果たして湯前に来ていただく業者さんが、本当にいらっしゃるかどうかわからないんですよそこが、ですから今回はお願いしているということでございますので、そこは御理解いただければというふうに思います。

○3番（遠坂道太君） 私自身もJR九州商事、大阪の紅中さん、そういったところにまずお話をしてみればどうかということ、私は言っているつもりでございます。そういったことでそのへんを検討されてはどうかと思います。

○副町長（富安智詞君） ワークーションについてなんですが、今実際ワークーションを実施している企業、ほとんどないんですよ、いわゆる大企業でワークーションしようとする、その部門がプログラムを組み立てて、そういった社員の、いわゆる福利厚生だとかいろんな意味があるんです。ただワークーションは、私は観光ではなくて、どちらかというビジネスだと思っています。ワークーションは仕事の生産性の効率を上げるためにやるものでしょう。そういった観点から、ワークーションの働きかけを大企業にするわけですから、それなりのプログラムというのを作って持って行かなければいけないんですけど、おそらく湯楽里や町で単独では作れない、多額の委託経費をかけてそういうのを作らなければいけないので、正直我々もお付き合いがあるJR九州商事さんとかに働きかけるのも、ハードルが高いかなと思っています。むしろフットワークの軽い会社ですね、いわゆるフルリモートを既に実施されているような会社、割と規模が小さいような会社が多いんですけど、今イメージしているのが、正直言うとワークーションを我々が押し付けるんじゃなくて、企業さんが来たいと思うようなものを作らないといけませんから、企業さんとの意見交換会とか、意見というのは非常に重要なと思っています。今いくつか県内進出したIT企業さんとか、接触してお話を伺っている状況で、そうした今熊本県で割とこうよく県南中心展開されているIT企業さんがまず進出して、ロコミで芋づる式に進出するとか、そういうのが一つパターンとしてできていますので、とあるIT企業さんに湯前に来ていただいて、泊まって見てもらったりして、非常にやっぱり来てもらうと評判がいいんですよ、それを上手いことロコミとか使って、比較的フットワークの軽い、フルリモート、そういったITとか・・・企業関連になるんじゃないかなと、地域的には東京の渋谷だとか、五反田とか、そういったところで展開されているフットワークの軽い会社で、かつ地方創生に興味のある会社、まあそういう方々数社招いて、まずは湯前町を知ってもらって、あと業務上の生産性が上がるとか、そういうのを体験していただくのが大事かなと思っています。それもやっ

ぱり実証をしないと失敗するんじゃないかなと、たぶん4年度新型コロナ交付金を使って、どこもかしこもワーケーション事業、展開されると思うんですけども、特に湯前町のような高速のインターチェンジから遠いとか、空港から遠いとか、どうしても不利なんですよ、IT企業さんから話を伺うと新幹線の駅が近いとか、空港に近いとか、そういったところがやはり立地上有利だとはっきり言います。湯前町に誘致するメリット、それは何かというと、それがなかなかお答えできないんですよ、ですので複数社呼んで、いろんな方々から意見を伺って、湯前ワーケーションのかたちを本年度、実証実験で作って、来年度なり、早ければ本年度途中から湯前ワーケーションでも展開できればいいかなと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 私ですね、実は水上村のワーケーションの実証実験に参加しております、もう大体内容が分かっているものですから、課題も見えているものから、先ほどの質疑になったところでした。例えばサイトを構築されると本山課長のほうから言われましたけど、じゃあこのサイト構築は最終的には湯楽里が運用、管理していくということであれば、事業主体は、やっぱり湯楽里なんだと思っております、そうであれば湯楽里のほうに予算をあげて、湯楽里がいろいろ企画したり、いろいろ調整をしていくのが、本来は正当な流れだと思っておりますが、これだと町が主導して、町がワーケーションの実証実験をしてあげて、結果を湯楽里に反映するというかたちで、なんかちょっと予算の使い方とか、サイトの構築の流れとか、そういったところが上手くいくのかなとちょっと不安ではあります、実際このワーケーションというのは、本当はもうちょっと議論してからしないと、こんなに議員さんからいろんな質疑が出ているということは、まだ不明点が多かったということではないのでしょうか。町長。

○町長（長谷和人君） 大変申し訳ございません。私まだこの勉強不足の部分も先ほど答弁しておりますので、椎葉議員は全部水上村で勉強してらっしゃる部分もあったかもしれません。私が分からずに今発展途上のところがございましたので、企画あたりに検討させて、いまその制度がどうなっているのか、その仕組みがどうなっているのか、というふうなところまで来たところでございますので、申し訳ございません、その先の点については、まだ私もいろんな意味で勉強不足のところがあったものから、そこは私もちょっと反省はすべきだと思うんですけど、ただ今回の分につきましては、先ほどから申しますように試行錯誤をやる、この1年ではなかろうかなと思っておりますので、まずは実証実験をさせていただく、それによって、どう展開していくか、これは先ほど言いましたように、私はこの分野においては積極的にはいきたいと思っておりますのでございます。

○4番（椎葉弘樹君） これ予算が500万円ついているわけですよ、実証実験だけであれば、この500万円という費用が本当に要するのか、たぶんサイト構築とか含めての値

段だと思っているんですが、まだ具体的にサイトもどうやって構築するのかすらも見えない状態ではないんですか。従いまして、例えば実証実験にいくら、サイト構築にいくらとか、もうちょっと細分化した予算の説明というのも必要じゃないんですか。

○企画観光課長（本山りか君） 予算の内訳について、一応、今想定しているものを御報告させていただければと思います。まず先ほど申しました企業様へお呼びかけをしまして、こちらに来て実証実験いただく経費、これにつきまして、宿泊料、それから湯前町内におきましては、交通手段がございませんので、滞在期間に伴います車のリース料、こういったもの、それから当然、東京都心、関東方面からお出でいただきますので旅費、これを5社を今想定しておりまして、1社から3名様あたりを誘致できないかと考えております。そういったものが一つでございます。また営業にかかるコストとしまして、先ほど議員から御指摘のとおり、サイトの構築でございますが、これはまず簡便なものを考えております。実際やってみないと、こういったニーズがあるのか、こういった運用がいいのか、そういったことも分かりませんので、まずはサイトの構築ということで、安価なものでまずはやってみたいということで、そこは金額にして直しますと50万円程度を想定しております。またSNSでの発信、こちらのほうも考えておりまして、企業様に先ほど副町長から申しましたとおり、口コミですとか、そういったことが必要になってきます。体験された方に、湯前はこうだよということ、SNSで発信していただく、それを御協力いただきます企業様に御指導いただきながらやっていく経費、それらもみているところでございます。またその企業様を誘致するにあたりまして、今回、この実証実験に参加いただきますこと、当然でございますが、その後の関係づくり、これが重要となって参ります。ただ単に、そのワーケーションがやりたいという企業様を呼び込むことではなく、今後湯前町と長くお付き合いいただけるような企業様へのアプローチをやっていきたいと考えておりますので、それらの営業活動、これにかかるものも経費として算定をしているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今回、予算の確保については、まあいいとしましょう。ただ一度多額の予算ですので、課題もいくつか分かってきましたので、これ全員協議会等で、今後ちょっと確認させていただく機会というのは設けていただけないでしょうか。そうしないと何かもやもやした感じで予算を通すのも申し訳ないなと思うので、今回はあくまでも予算の確保ということで。

○企画観光課長（本山りか君） 一応、詳細についての御説明はこの場でと思っていたものですから、出来ましたら今度、議長のお許しを頂けましたら25日の全協の際にも議題のほうを追加いただきまして、そちらのほうで詳しく、今のような説明をさせていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） 椎葉議員、全協でもいいんですが、今日通しますが、それでも

いいですか。

○4番（椎葉弘樹君） 一応、進める方向はいいと思います。ただ予算の使い道が、まだこれから検討する段階だと思っていますので、そこはしっかり検討しましょうねということです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 20ページの中学校の駐輪場についてお尋ねさせていただきます。今回、駐輪場の整備が予定されておりますが、議案説明資料を見させていただいたんですけども、今、中学校の駐輪場で一番いいなと思うのが、しっかり枠が決められていて、きちんと整然と自転車が並んでいるというのが、今の湯前中学校の自転車置き場なんですけど、今回の計画では、イメージ図（設計図）の中にも特に枠については書いてありません。しっかりとした枠があって、きちんと止められるようになるのか、そのへんをお伺いさせていただきます。

○教育課長（浅田 徹君） 議案説明資料に、1ページとなりますけれども、駐輪場のイメージということで写真を掲載しております。きちんと並べられたというのは、線が引いてあったり、前輪を置く駐輪ラックがあるというイメージだと思いますが、現在のところ、平置きですね、固定型の駐輪ラックは、この決定内容では組んでおりません。生徒たちの自主的な整理を期待しております。

○8番（金子光喜君） 課長が言われるように、生徒たちがきちんと自主的にしていただくのは大事だと思います。ただ風が吹いたりとか、様々に、一人が倒すと将棋倒しのように倒れてしまうとか、そういうことも考えられますので、ぜひ今のような駐輪ラック、それを設置するかたちで対応できないかということで思っているわけですけども、しっかりと、きちんときれいに並んでいるというのは、見ていて清々しいですし、子どもたちの教育上も非常にプラスの面が多いかと思います。バラバラ並んでいたら、倒れたりとかいうのを放置するような状況だとどうかなと思いますので、現状の駐輪ラックについては整備していただくような対応を求めますけども、いかがでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） 先の全協で予算の事前説明ということで、西議員のほうから傾斜ラックというお話を頂きまして、傾斜ラックの検討もしましたし、平置式の自転車ラックと、見積りをしたところでございます。意外と金額が高くございまして、学校ともちょっと調整をしたいと思いますが、例えば線を引くとか、そういった工夫をしながら、整理されるものを検討したいと思っています。

○2番（西 靖邦君） 金子議員の関連ですけど、自転車置き場ですけども、現在、駐輪場が40台ですよ、既存駐輪場が49台、ということは全体で89台の駐輪台数になりますよね、これは現在、通学に使用する総台数よりも少し余裕を持っておられるんですかね。

○教育課長（浅田 徹君） 中学校の駐輪場ですけれども、調理場の方から入ります所に、一番大きい27台が止まる駐輪場、それから校舎の横に10メートル程の大型ですけれども、2か所ございまして、こちらは今応急的に生徒に使わせているという状況かと思えます。この校舎側の駐輪場につきましては、元々職員とか、来客者用の駐輪場という認識でございまして、今回、新たに40台を作らせていただくこととございまして、そうしますと概ね現在通学に使っています台数を賄えるとは思っております。児童生徒数の推移というのでも検討しております、数年間は生徒数が増える見通しとなっております。5年後ぐらいから減少を始めるんですけれども、そういったことを踏まえまして、この40台ということを決めさせていただいております。

○2番（西 靖邦君） ということは、余裕がある台数ということですね。

○教育課長（浅田 徹君） はい今年度の生徒数が93名でして、全員が自転車で通うというわけではございませんので、余裕はあると考えております。

○3番（遠坂道太君） 18ページの農地費の工事請負費ですけれども、1,600万円、潮ため池と大谷ため池の土砂の撤去ということになりますけれども、どれくらいの立米数があるのか、まずお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 正確に測量設計を入れたわけではございませんけれども、大谷ため池のほうで約1,000立米、潮ため池のほうで約3,000立米、合計の4,000立米程度ではないかというふうな想定でございまして。

○3番（遠坂道太君） 一応撤去して、捨て場のほうも確保されておられるのか、それにつきましてお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 令和3年度の予算のほうで仁原地区の用地を確保しております。そこを土捨て場として、繰越事業になりますけれども整備して行きます。そちらのほうに浚渫した土砂を搬出する計画でおります。

○3番（遠坂道太君） 今後、二溝関係の工事でもまた始まっていくわけですけど、特に潮のほうは上溝関係の関連性もございまして。その中で潮ため池を改修する部分があるのか、それにつきまして何かそういう工事を考えられているのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 町内にも幾つかため池ございましてけれども、それぞれ調査のほうは必要になってくるかと思えます。その調査結果によって、必要に応じて改修なりはしていかなければならないと思えますけれども、現在のところは、まだ県のほうで行っていただいておりますけれども、現在のところ改修工事のほうは、養谷ため池の所だけになっているところです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 22ページのテニスコート改修工事について、お尋ねします。多

良木町やあさぎり町のテニスコートは、現在3面ということなのですが、今回、本町の改修というのは、2面にされた理由についてお尋ねします。

○教育課長（浅田 徹君） 現在、テニスコートは2面でございます、一昨年から拡張をということで検討ということでございましたけれども、利用者の伸びというのが、大幅に期待できるのかというのが意見等ございまして、予算のほうも伴いますので、今回の件につきましては2面にしております。現在のところ拡張の予定はございません。

○4番（椎葉弘樹君） これ実際3面にすれば、例えば湯楽里のスポーツ合宿等でも、団体のテニス部とかも誘客できるかなと思っていましたものですから、そういったところも総合的に判断して、あと地元の練習も、軟式テニス部、硬式テニス部があって、更に今回、フットサルというのが入ってくると、週5日の練習のやり繰りというのも結構大変になるのかなと考えたものですから、2面で本当に大丈夫なのかなということを思ったところでした。これはもうたぶん金額的な話が一番だろうと思いますので、2面のほうで話を進めて行きますと、フットサルコートの話というのが、今回初めて確認しました。フットサルのコートですと横幅が16メートル以上ということで、現在のコートに2面入れますと、横の隙間がほとんどない状況になると思われまして。そうした時に、今あるベンチというのは、どの辺りに設置される予定なんでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） 今回、テニスコートから多目的コートに改修するということで考えておまして、フットサルを視野に入れております。椎葉議員今おっしゃいますように、フットサルの競技規則を見ますと、最小幅が16メートル、上限が25メートルというのが、公益財団法人日本サッカー協会の規格になっております。現在想定しておりますのが、フットサルコートにつきましては1コートを設置するというので、考えております。

○4番（椎葉弘樹君） はい、1コートであれば、なんとかベンチを置く場所もあるかなと思います。あとゴールとか設置した場合に、その練習をフットサルとテニス部で交互にやる場合に、どうしても場所を移動しなければならないケースが出てくるんじゃないかと思うんですが、この辺の運用面は考えておられますでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） フットサルということで、ゲームも想定しておりますが、ゴールが必要になります。一応、可動式ということで、使用者の方が移動する場合もあるかもしれませんが、なるべく手間のかからないような設備ということで考えてはおります。

○4番（椎葉弘樹君） これも先ほどのワーケーションと同じく、事前協議をする時間がなかったのも否めないところだと思います。従いまして、たぶん関係者といろいろ話をしていくと、幾つかの課題が見えてくると思いますので、ぜひこの設計段階へ入る前でも、有識者の方々と、ちょっと課題について何かないかとかいうのを聞いた上で、設

計をしていただければと思います。

教育長いかがでしょうか。

○教育長（中村富人君） まず面数の件ですが、3面あれば、多様な利用はできるかと思えます。現状ではなかなか面積の問題、費用の問題等で、2面に収まったところがございます。また今ご意見がありましたように、今後、利用上のいろんな問題が出てくる可能性がありますので、今おっしゃるように、当然、設計といいますか、その段階では協議させていただく場面も設けていきたいと思えます。

○2番（西 靖邦君） 18ページの目3の農業振興費、節14の工事請負費、湯前町アグリセンター改修工事60万円ですが、先ほど網戸、ブラインド工事と空調設備工事等ということで説明があったんですけども、今現在、床はコンクリートになっているんですね、特に冬なんかは、足元が寒く暖房費用がかかると思えます。それとコンクリートの劣化により埃等が出て、健康被害が起り得る可能性があります。埃防塵塗装とかの必要があると思えますけども、この辺の費用の予算は含まれてないんですかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 防塵関係ということで、塗装の予算はちょっと含んでいないところがございます。

○2番（西 靖邦君） そういった今後の健康被害について、予算とかどうのお考えなんですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 改修工事につきましては、昨年度に予算を立てさせていただきました。そういうお話が出てきた時は、必要な時は当然、健康を害するという事は、大変重要な事でございますので、そこらへんについては、対応が必要な時にはさせていただければというふうに思えます。

○2番（西 靖邦君） 対応は非常に必要と思えます。要は気持ちよく仕事をする、健康被害ですよ、たぶん今の時点でも、あくる日行ったら机の上に埃が溜まっていると思えます。そういう状態がコンクリートの直補正ですからね、そのへんもやっぱり真剣に考えていただいて予算を付けていただきたいなと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 18ページの款6商工費、目2商工振興費、節10需用費なんですけども、くらし応援券とおいしか券の製本費は、9万8,000円の差額なんですけども、消耗品費ですね、くらし応援券が30万6,000円、おいしか券が8万円、印刷枚数は同じだと思うんですけども、金額差が22万6,000円となっているのはどうしてですかね。

○企画観光課長（本山りか君） 両方の事業とも、店舗様を特定していただく、皆様が分かり易いように、のぼり旗を作成することとしております。くらし応援券につきましては、商工会員以外の方もいらっちゃって、2本それぞれ作りたいと思っておりますので、2,500円が町内で使える、会員さんのお店で使える。町外で使えるものがまた半分という

ことで、ちょっとのぼりの商工会の皆様とそれ以外の皆様で、違うのぼりを作りますので、この分の差額が出ているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 分かりました。それとデザインなんですが発行券の利用期間というのは、以前は入れていないんですね、発行券に何年何月何日から何年何月何日までという利用期間は入れられていますかね。

○企画観光課長（本山りか君） はい、利用期間は入れているところでございます。

○2番（西 靖邦君） それと先ほどくらし応援券は2種類と言われていましたよね、その2種類が分かるように、A券B券と印刷をしていただいて、A券は登録した店舗で使える共通券。B券は湯前町商工会で使える券、A券B券と住民の方に分かるような印刷をお願いしたいなと思うんですけども。

○企画観光課長（本山りか君） 前回の際も色分けを行いまして、それぞれ分かるようにしているところでございます。今回もそのように致したいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 10ページの補正予算事項別明細書の歳出の計が46億499万8,000円となっております。これは住民一人当たりのコストに直しましたら124万8,982円、これは3月末現在の人口を使っていますけども、これは住民一人当たりのコストというのは、類似団体と比較したらどのような状況に湯前町あるんでしょうかね。

○総務課長（西村洋一君） この点につきましては、現在手持ちの資料ございませんので、すぐ準備した方がよろしいでしょうか。それとも後でよろしいでしょうか。

○2番（西 靖邦君） 後で結構でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 20ページの中学校の駐輪場整備、これに伴いまして2点ほど伺います。私の時には対象者がものすごく制限があったんですけど、この対象者というのは生徒数93人ですか、これが全部対象者になるわけですか。

あと1点は今通学路で歩道設置工事が進められております。自転車は車両にあたりません。その時に歩道を乗車しての通行が可能なのか、2点お伺いします。

○教育課長（浅田 徹君） まず質問頂いた1点目ですけども、自転車通学の要件が通学距離片道2キロメートル以上という規定があったようでございます。昨年度、防犯対策、それから新型コロナウイルス対策、通学時の制限と、いろんな意味を持たせて、いわゆる自転車通学の要件を緩和しております。結果多くの生徒が自転車通学に移行したということで、今回自転車の駐輪場を設置させていただくことを考えております。

2点目ですけども、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、自転車が通行できる歩道と、そうでない歩道という、たぶん区分があると思ひまして、湯前町で見ますと、ちょっとそういった表示が少ないのかなと感じております。答えにならないかもしれま

せんが答弁いたします。

○5番（森山 宏君） 聞いているのは、今作っていますよね通学路で歩道を、幸野溝線とか古城線ですか、あれを車両である自転車が通行可能なのか、それを伺っているわけです。

○教育課長（浅田 徹君） 原則としまして、やはり歩道は自転車は通行できないということでございます。議員おっしゃる幸野溝側線沿いの歩道ですね、あそこは自動車事故防止のため、特別に整備した歩道だったかと思っておりますので、そちらにつきましては、検討の余地があるかと思っておりますけど、道路管理者等との協議が必要ではなからうかと思っております。・・・が違いますので、自転車は原則車道ということになるかと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号、「令和4年度湯前町一般会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第28号 令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） について

○議長（倉本 豊君） 日程第7、議案第28号、「令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第28号、令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ201万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,249万4,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、人事異動及び、条例改正等に伴う職員人件費関係の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

す。

○税務町民長（北崎真介君） 議案第 28 号、令和 4 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出からお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費については、この度の人事異動及び湯前町一般職の給与に関する条例の一部の改正によりまして、節 2 給料に 114 万 6,000 円、同じく節 3 職員手当等 58 万円、節 4 共済費 28 万 5,000 円、合計 201 万 1,000 円を計上しました。

続きまして歳入を説明します。7 ページをご覧ください。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 4 職員給与費等繰入金に、歳出総額と同額 201 万 1,000 円を計上しました。これは、一般会計からの法定内繰入となります。歳入歳出それぞれ 201 万 1,000 円を追加した補正予算となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号、「令和 4 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 29 号 令和 4 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 8、議案第 29 号、「令和 4 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 29 号、令和 4 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ3万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,226万円とするものでございます。

主な補正につきましては、条例改正に伴う職員の人件費関係の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（中園誠二君） 議案第29号、令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

一般会計と同様に、職員の給与に関する条例の改正に伴う補正となっております。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出から御説明いたします。8ページをお願いいたします。

款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費の、節3職員手当及び、節4共済費におきまして、条例改正に伴い、算出した額をそれぞれ減額しました。

次に、歳入になります。1ページ戻っていただき、7ページになります。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金におきまして、歳出で御説明いたしました、職員手当、共済費の合計額3万7,000円を減額しました。

なお、一般会計におきまして、款7土木費、項4都市計画費、目1公共下水道費、節27繰出金につきましても、同額を減額しております。

以上で、湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号、「令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第30号 令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第9、議案第30号、「令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第30号、令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ401万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,973万7,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、人事異動及び条例改正に伴う、職員の人件費関係の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第30号令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

事項別明細書、歳出、8ページをご覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、4月の人事異動に伴う一般職員の人件費を合計428万7,000円、更生減額しました。

また、財源として、一般会計繰入金、事務費繰入金を更生減額しました。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目1認定調査等費は、認定調査にかかる会計年度任用職員の人件費を合計5万8,000円、更生減額しました。

また、財源として、一般会計繰入金、事務費繰入金を更生減額しました。

款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援サービス事業費、目1介護予防・日常生活支援サービス事業費は、介護予防事業にかかる会計年度任用職員の人件費について、令和4年度からの新規採用職員の条件に基づき調整し、合計33万4,000円を計上しました。

また、財源として、介護保険料、国庫補助金、支払基金交付金、県補助金、一般会計繰入金に、それぞれの負担割合に基づき増額計上しました。

付属書類として9ページから12ページまで給与費明細書を添付しております。説明は省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号、「令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第31号 令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第10、議案第31号、「令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第31号、令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算につきましては、条例改正に伴う、職員の人件費関係の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（中園誠二君） 議案第31号、令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。2ページをご覧ください。

第2条 収益的支出の補正になります。

湯前町水道事業会計予算第3条に定めた、収益的支出の予定額を補正するもので、支出科目、第1款、水道事業費用5,991万1,000円から、8万1,000円を減額し、5,983万円とするものです。

9ページをご覧ください。

令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）見積の基礎により、御説明いたします。

収益的支出

第1款、水道事業費用、項1 営業費用、目4 総係費、節2 手当及び節4 法定福利費におきまして、職員1名分の期末手当と共済費を、一般会計と同様に、職員の給与に關す

る条例の改正に伴い、算出した額、合計8万1,000円を減額しました。

以上で、湯前町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、「令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第11、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和4年第3回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後0時04分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員